

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	東京電子自治体共同運営電子申請サービスに係る委託先の変更について
----	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

第14条第1項（業務委託、再委託）

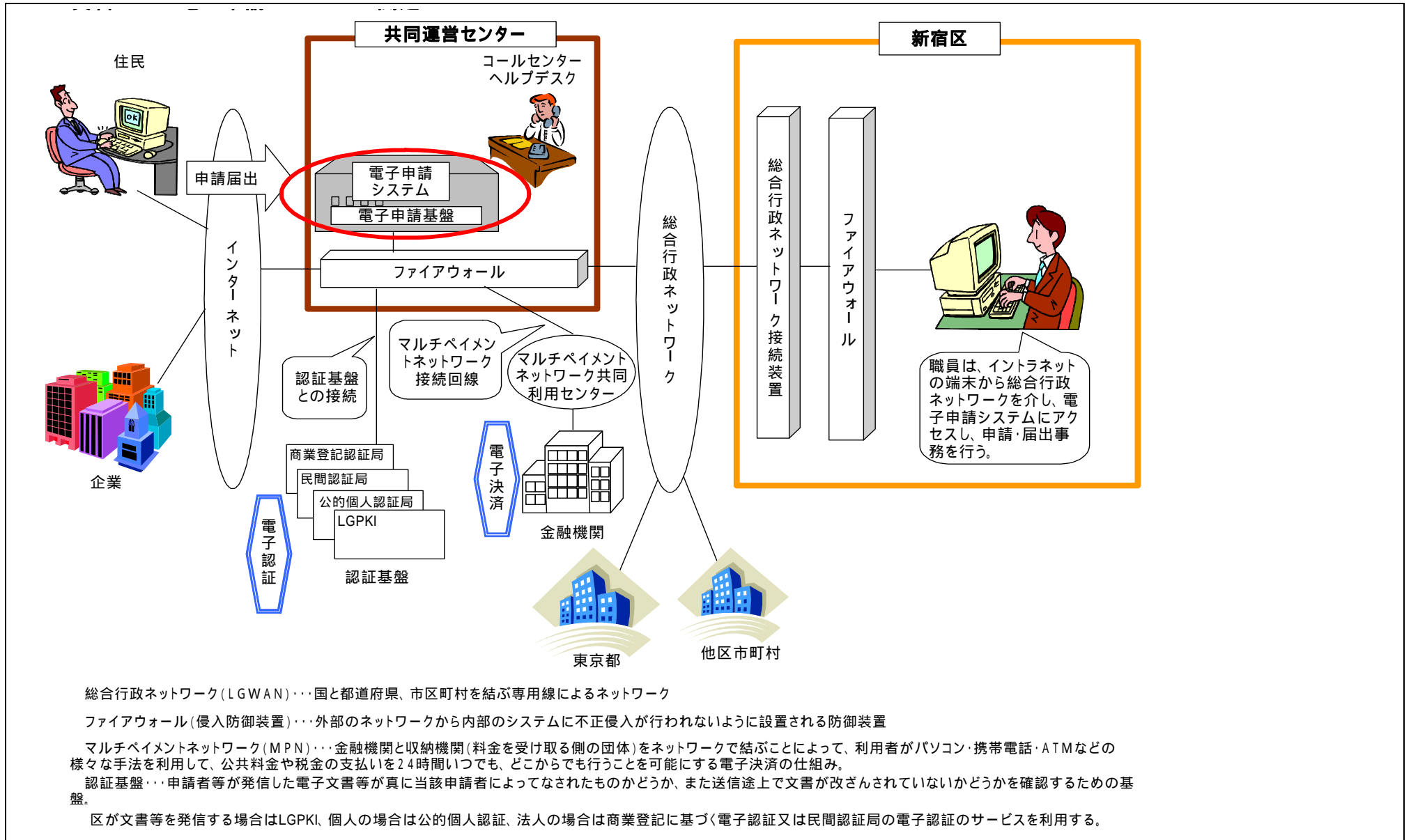
（担当部課： 総合政策部 情報政策課）

事業の概要

事業名	東京電子自治体共同運営電子申請サービス
担当課	総合政策部情報政策課
目的	各種手続を電子にて申請する
対象者	新宿区民他
事業内容	電子申請サービスについては、東京電子自治体共同運営協議会が設置する東京電子自治体共同運営センターと結合し、同運営協議会において選定したサービス提供事業者による運用を委託している。平成22年4月1日より、委託業者がNTT東日本を代表とする企業体から日本電気株式会社に変更となった。

件名 東京電子自治体共同運営電子申請サービスに係る委託先の変更について

事業名	東京電子自治体共同運営電子申請サービス
委託先(変更前)	次世代電子自治体推進企業体 代表企業：東日本電信電話株式会社 構成企業：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本電気株式会社、トランスコスモス株式会社
委託先(変更後)	委託先 日本電気株式会社 再委託先(保守、コールセンター、研修) 保守 NECソフト株式会社 コールセンター 株式会社BCC 研修 NECデザイン&プロモーション株式会社
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録
委託理由	急速な情報通信技術の発展、インターネットの普及といった社会のIT化の進展に対して、住民・企業の利便性の向上を目的として電子申請サービスのシステムを構築する。システムの構築には、区の財政的・人的負担の増大を解消するため東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会により共同して行い、共同運営サービス提供事業者へ委託する。
委託の内容	事業運営、情報セキュリティポリシー、共同運営基盤(IDC構築運用、ポータル開発、ネットワークサービス提供等) システム運用・保守 構築設計とりまとめ、電子申請・電子調達サービス開発・運用・保守、共同運営基盤(電子認証、システム間連携開発等) 共同運営基盤(コールセンター構築運用、ヘルプデスク構築運用等)
委託の開始時期及び期限	平成22年4月1日から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシーの遵守、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。また、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	プライバシーマークの基準による



No.	手続名	担当所轄	ID	パスワード	電子メールアドレス	住所	氏名	生年月日	電話番号	性別	発行希望枚数	利用目的・用途	対象者との関係・続柄	受給者番号	その他の項目
1	親と子の平和派遣参加申込	総務課													
2	新宿区職員（福祉）採用選考受験申込	人事課													学歴 / 職歴 / 志望職種 / 資格・免許の種類・取得年月日
3	住民票等の交付請求	戸籍住民課													本籍・続柄記載の有無 / 希望証明書の種類 / 申請理由
4	住居表示変更証明書交付申請	戸籍住民課													必要とする町名地番・住居番号（氏名・名称） / 住居表示実施日
5	災害時要援護者登録名簿登録申出	地域福祉課													
6	新宿区介護モニター応募	介護保険課													年齢 / 要介護度
7	介護給付費過誤申立書	介護保険課													被保険者番号
8	居宅サービス計画作成依頼（変更）届	介護保険課													（介護保険）被保険者番号 / サービス計画作成開始年月日 / 新規・変更区分 / 事業所名 / 事業所の所在地・電話番号 / 事業者の担当者名 / 事業所変更事由・変更年月日 / 居宅サービス計画作成依頼届出日
9	子ども医療証再交付申請	子どもサービス課													乳幼児氏名 / 生年月日 / 再交付理由
11	子ども医療証の申請（新規、対象児童が増えたとき）	子どもサービス課													勤務先名称 / 同居別居 / 生計関係 / 振込口座
12	児童手当・新宿区児童手当・子ども医療証申請内容変更届（住所、氏名、振込先、保険証の変更）	子どもサービス課													加入保険 / 被保険者番号 / 金融機関名 / 口座名 / 同居別居
13	児童手当・新宿区児童手当・子ども医療証 消滅届	子どもサービス課													事由 / 事由発生日 / 支給要件児童氏名
14	児童手当・新宿区児童手当 現況届	子どもサービス課													配偶者有無 / 加入年金種類 / 同居別居 / 監護有無 / 生計関係
15	児童手当・新宿区児童手当 額改定届（対象児童が減ったとき）	子どもサービス課													児童氏名 / 児童生年月日 / 同居・別居・監護・同一生計の有無 / 額改定理由 / 事由発生日 / 手当種別
16	保育所入園・転園申請に係わる変更届	保育課													
17	家庭状況等変更届（住所変更）・退園届	保育課													
18	各種講座の申し込み（ウイズ新宿）	男女共同参画推進課													
19	男女共同参画推進センター講師派遣申請書	男女共同参画推進課													
20	健康診査・がん検診票の請求	健康推進課													
21	飼い犬の死亡届	衛生課													
22	生食用かき取扱い届（市場仕入用）	衛生課													
23	診療所休（廃）止届	衛生課													
24	助産所休（廃）止届	衛生課													
25	巡回診療実施計画書	衛生課													
26	取扱処方せん数届書	衛生課													
27	麻薬小売業者の届	衛生課													
28	麻薬小売業者の届訂正願	衛生課													
29	すくすく赤ちゃん訪問の申込（牛込保健センター）	牛込保健センター													
30	歯科衛生相談予約（牛込保健センター）	牛込保健センター													

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

システム安全対策の概要

電子申請サービスは、通信回線を通じてシステムを結合する（住民等 共同運営センターの間はインターネット、共同運営センター 区の間はLGWAN 回線）ため、次の安全対策を講じる。

1. 東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシー、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守して、システム開発、運用を行う。
2. 通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
3. インターネット側と共同運営センター内ネットワークとは分離すること。ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、ウィルス対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
4. 共同運営センター内の機器等は冗長構成（信頼性向上のため予備機を設置）とする。また、入退室管理・データへのアクセス制限等により、共同運営センター内部からの情報資産の危殆化を防止する。
5. 共同運営システムにおけるシステム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等について、監視・アクセス等のログを取得する。取得したログは、定期的に分析を行う。
6. 業務担当職員ごとに交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者（他の自治体・他の業務担当者等）による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
利用者に交付される ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。